学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針
【改訂版】

令和７年　４月

杉並区立富士見丘小学校

Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え方

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

３　いじめ問題への対応方針

（１）いじめは命に関わる問題であり、最優先課題として取り組む。

（２）校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任等で構成する学校いじめ対策委員会を設置し、いじめ防止対策を推進する。

（３）「いじめは絶対に許されない行為」という児童・保護者の意識向上を、全教育活動を通して図る。

（４）全教職員が「学校いじめ対策基本方針」を共通理解し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、重大事態への対処に向けて組織的に対応する。

（５）発生したいじめを根絶し、いじめの連鎖を断ち切る。

４　対応の基本

いじめ問題に対しては、日々「未然防止」と「早期発見」、「早期対応・初動対応」「経過観察・継続指導」に的確に取り組む。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。（「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。）

子どもから「いじめられている」、または保護者から「子供がいじめを受けている可能性がある」との訴えがあったら、それがいじめかどうかの判断に悩むよりも、いじめが存在すると認識し、子どもや保護者の気持ちを受け止めるようにする。

いじめは、いつでも、どこでも起こり得るという考えに立ち、「いじめであるかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」といった危機意識を常にもち、迅速に、丁寧に両者・両家庭への対応・指導をしていく。

高学年になると「いじめられている」という認識をしていても、「いじめられている」ことを認めたくないと思う児童のプライドが出てくる場合がある。教師の研ぎすまされた目と周囲の気付きを手掛かりにすると共に、本人が素直に辛い思いや立場を話せる人間関係と雰囲気を日常的に築いていく。

Ⅱ　未然防止

１　児童や学級の様子を知るために

（１）教職員の気付きが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。子どもにとって最も身近な教職員である学級担任によるさりげないコミュニケーションや観察等を通して、子どもの様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常から子どもとの関わりを深め、いじめの発見に繋がる鋭敏な感覚を養う。

（２）いじめのサインを見逃さない

杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」（改訂版）いじめ発見チェックリストを念頭に置き、子どものサインを見逃さないようにする。

□いじめ発見チェックリスト

＜いじめの可能性があるので、事実を把握する＞

□あいさつを返さない	□名前を呼ばれたとき、声が小さい
□遅刻・欠席が増える	□教室に遅れて入ってくる
□忘れ物が多くなる	□授業中、ふざけたり、変な質問をしたりする
□筆圧が弱くなる	
□保健室に頻繁に行く	□急いで一人で帰宅する
□場面によって友達と交われない	□友達と関わる活動に参加しなくなる
□居場所がなく、廊下等を一人でふらついている	□体調不良の欠席が増えてくる
	□顔や手足に不自然な傷がある
□用事がないのに残っている	□万引き等の問題行動が目立つ
□日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写がある	□表情が沈んでいる
	□突然怒る等、やり場のない言動がある
□友達とのかかわりよりも、教師または校内の大人とのかかわりを求める	□「大丈夫」という返答に安心しない。
	□学校では変わりないが地域や家庭での行動に変化がある
□友達を避けて登校する	

２　互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

（１）心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開するためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級・学年経営、専科経営、授業や生活指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う温かな学校づくりを推進する。教職員が互いに明るい挨拶を交わす。

（２）自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞ

れの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を大きく成長させる。また、教職員の児童への温かい言葉かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

３　命や人権を尊重し、豊かな心を育てる教育活動の充実

（１）人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為である、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育を充実させる。

（２）道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が有効である。児童は心が揺さぶられる教材や資料に出合い、人としての「心遣い」「優しさ」等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につなげることができる。道徳的価値の自覚及び道徳的実践力を育成するため、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行い、その充実を図る。

Ⅲ　早期発見

１　いじめの見えにくさ

（１）いじめは大人の見えないところで行われている

①無視、メール、SNS など客観的に状況を把握しにくい形態で行われる＜時間と場所＞

②遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で行われる＜カモフラージュ＞

（２）いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童は、

①親に心配をかけたくない

②いじめられる自分はダメな人間だ

③訴えても大人は信用できない

④訴えたらその仕返しが怖い

⑤いじめられる自分を認めたくない

という心理が働くものである。

（３）メールやインターネット上のいじめはもっとも見えにくい

メールやネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「着信メールがあっても出ようとしない」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合はすぐに学校へ連絡するよう家庭との連携を図る。SNS 東京ルールで確認し、子供の実態把握に役立てる。

２　早期発見のための手立て

（１）日々の観察

○ 授業中はもちろん、朝、休み時間、放課後の児童の様子に目を配る。児童と共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめ発見に努める。担任も専科も管理職も同じ重みで児童一人一人に目を配る。

○ スクールカウンセラーが定期的に学級の様子を巡回し、放課後にスクールカウンセラーと養護教諭および担任が情報交換を行う。

（２）定期的な実態把握

○ 杉並区「いのちの教育月間」に合わせて６月末までにスクールカウンセラーと５学年児童の面談を行い、学校生活や友達関係について話を聞き実態把握に努める。

○ 毎週金曜日に生活指導夕会を実施し、気になる児童に関して情報交換を行い、教職員の対応等、共通理解を図る。

○ 月一回学校いじめ対策委員会を開き、児童の情報交換および問題への対応を検討する。

（３）アンケートの実施

年度初めは６月、以後「ふれあい月間」に合わせて１１月、２月に児童へのいじめに関するアンケートを記名式で実施し、実態調査を行う。いじめられている児童は、その場で記入することが難しいことも考えられるので、アンケートだけには決して頼らず全教職員の目と情報の共有を大事にする。

３　相談しやすい環境づくり

（１）本人からの訴え

○ 心身の安全を保障する

「あなたのことは全力で守る」ことを伝え、いじめにあった児童を守る手立てを考え、全教職員が方針のもとに組織的に対応する。いじめにあった児童にとって信頼できる人と連携し、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる教育環境を確保する。

○ 事実関係を把握し、気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないよう配慮する。

（２）周りの児童からの訴えには

○ いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○ 「よく教えてくれたね。」と勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

（３）保護者からの訴えには

○ 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

○ 問題が起こった時の連絡だけでなく、問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築けるよう、日頃から児童のよいところや学校の様子について連絡する。

4　いじめ未然防止・早期発見にむけた全体計画

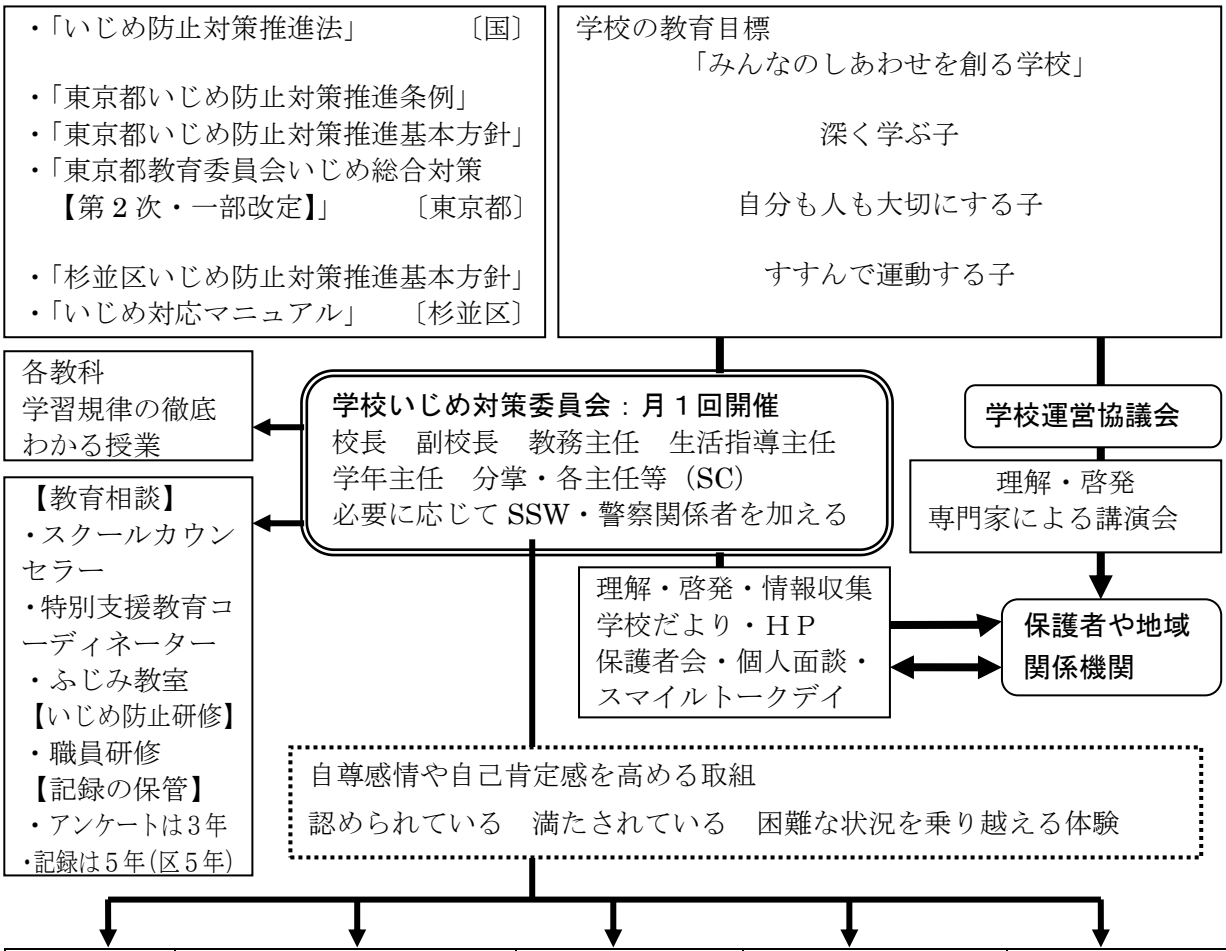

道　徳	生活指導部	特別活動部	特別支援委員会	特色ある活動
・価値項目に則って意図的に実施。 ・生命を尊び、心豊かな児童の育成を目指し、思いやりと生命尊重にかかわる内容項目を年間4時間以上実施。 ・いのちの月間に合わせた公開授業実施。 ・道徳授業地区公開講座実施。 （6/8）	・正門に専科教員及び看護当番が立ち、始業前の安全とルール、挨拶の習慣を指導すると共に、始業前の個人の様子や友達関係を見とる。 ・ふれあい月間年 3 回実施。 ・いじめ実態調査(SC 及高学年児童、面談)実施。 ・いじめアンケートの実施(全校　年3回) ・アンケート、面談実施で見えた課題への素早い対処・対応。 ・「STOP！いじめ」の DVD の活用。 ・指導を要することは同じ歩調で指導し、児童のよい姿は気付いた者が十分ほめ、教職員皆で共有する(金曜生活指導夕会・いじめ防止研修)。	・ふじみっ子班活動での異学年交流によって得られる他学年への配慮・思いやりを育む。6年生は誰もがリーダーという立場を経験する。活動後の振り返りを交流させ、次の班活動への見通しと意欲をもたせる。 ・学級活動を通して、友達と協力してチームで主体的に活動しようとする態度を養う。 ・集団活動において自分が役割を果たせるという自己有用感や自己肯定感を育む。	・スタディルーム ・コーディネーターと SC との連絡会で児童の様子共通理解 ・講師の介助ボランティアの配置編成。 ・介助ボランティア、学習支援教員との連絡連携(児童の様子の記録・情報共有)。 ・2年生対象の理解教育「ふじみ教室ってなあに？」 ・特別支援プチ(ロング)学習 ・特別支援校内委員会 ・特別支援教室での算数指導。 ・個別指導計画作成 ・個別の教育支援計画作成	・キャリア教育の一環であるコミュニケーション能力の育成。 ・演劇ワークショップでグルーピングをし、児童の人間関係を複数の眼で把握すると同時に、密に情報交換をし、児童個々の特性を理解して、指導に役立てる。 ・肯定的に他者や他の意見を捉える経験を積む。 ・共同で一つのものをつくり上げる一体感を味わわせ、よい関係を育む。

５　いじめ未然防止・早期発見にむけた年間計画

	東京都	杉並区	校内の取組	面談予定	生活目標
4月			学習規律の徹底 授業観察		みんな仲良く生活しよう
5月	ふれあい月間①	いのちの教育月間	いじめ実態調査① ふじみスポーツデー（5/18）		安全で元気な生活をしよう
6月			道徳授業地区公開講座（6/7）	ＳＣによる全員面接(5年)	学校を清潔にしよう
7月			個人面談（7/22~7/28）		身の回りの整理整頓をしよう
8月					生活のやくそくを守ろう
9月		いのちの教育月間	防災学習（9/5） 学習規律の徹底 授業観察		
10月					すすんで仕事をしよう
11月	ふれあい月間②		いじめ実態調査② 保護者会 （4.5.6年…11/18　1.2.3年…11/20 ） 土曜授業公開（11/29） セーフティ教室５.６年		友達と仲良く生活しよう
12月					めあてをもって根気強く取り組もう
1月			学習規律の徹底 授業観察		礼儀正しく、正しい言葉遣いをしよう
2月	ふれあい月間③		土曜授業公開（2/21）		寒さに負けずにがんばろう
3月			いじめ実態調査③ 「学校いじめ防止基本方針」見直し※随時見直して加除訂正		教室や身の回りをきちんと整理し、進級しよう

Ⅳ　早期対応・初動対応（経過観察・継続指導）

１　いじめ対応の基本的な流れ

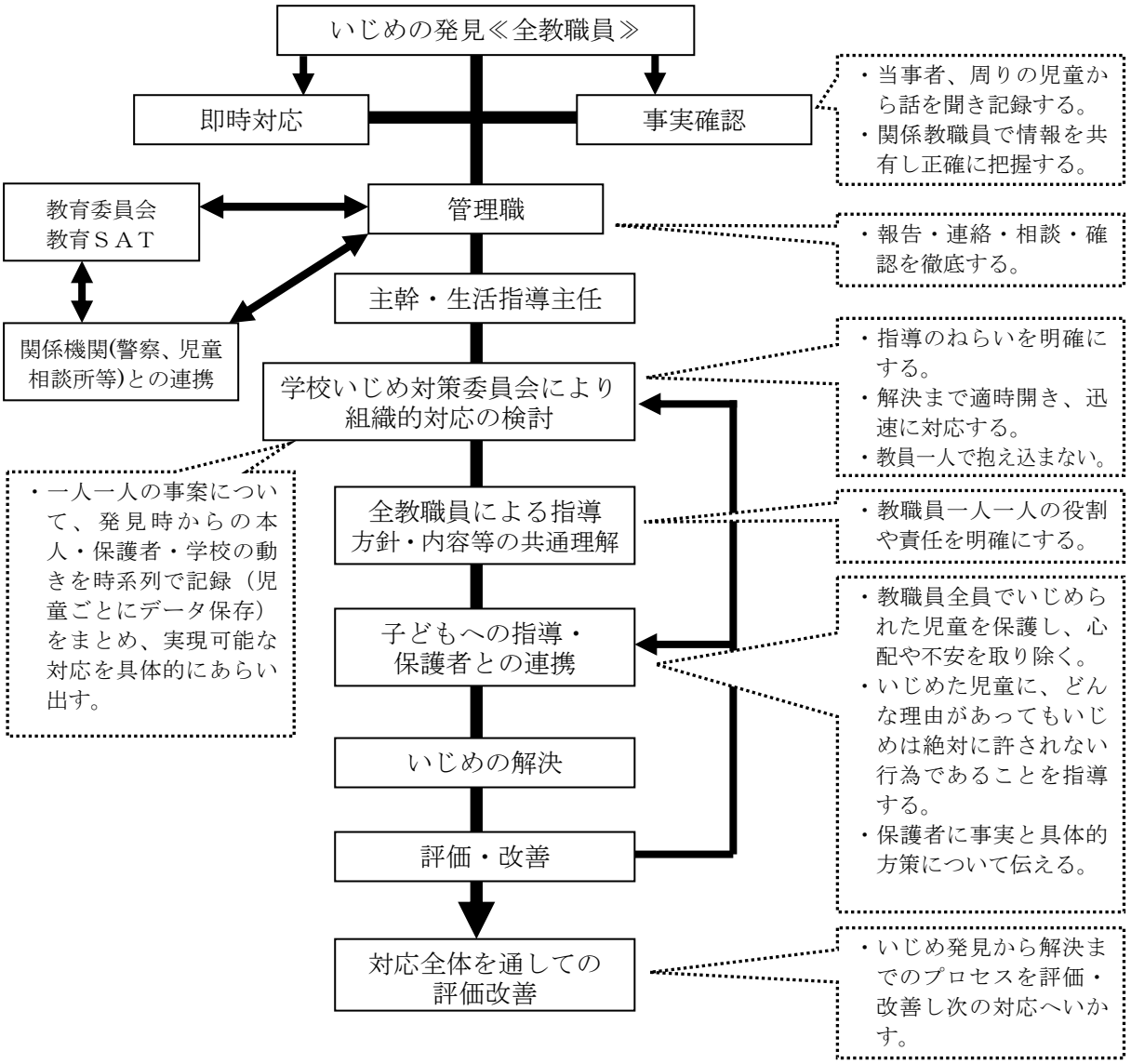

２　いじめ発見時の緊急対応　※迅速に、丁寧に、報告・連絡・相談・記録

（１）いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守る

○ いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等に配慮する。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。

○ 状況に応じて、いじめられている児童、いじめの情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。

（２）事実確認と情報の共有

○ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童などからも詳しく情報を得て、正確に把握する。また、保護者対応は、事実に基づいて丁寧に対応する。

３　いじめが起きた場合の対応

（１）いじめられた児童に対して

①児童に対して

○ 事実確認とともに、児童の苦しみ、つらさを受け止め、不安を取り除き安心させる。

○「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

○ 必ず解決できることを伝え、希望がもてるようにする。

②保護者に対して

○ 事実確認後、面談や家庭訪問、状況により電話で保護者に連絡し、事実関係を伝える。

○ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

○ いつまでに、だれが、何を、どのように対応、指導していくのか具体的対応策を示し、継続的に状況を伝える。

○ いじめが解決するまで、対応や指導の結果と次の具体的指導の内容を伝えるとともに、家庭での様子を把握する。

（２）いじめた児童に対して

①児童に対して

○ どんな理由があっても、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを徹底して指導する。

○ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にあるものを探る。

○ 相手の気持ちを考えることでいじめられた児童の心の痛み、苦しみ、悲しみ等がわかるようにする。

②保護者に対して

○ いじめた事実（憶測ではなく）を正確に伝える。保護者の心情に配慮しながらも、学校ではいじめとして徹底して指導していくことを理解してもらう。

○ 学校がとる対応と指導内容を具体的に伝えるとともに、家庭でも親子できちんと話し合うよう助言し、保護者との協力体制を堅固にする。

（３）まわりの児童に対して

○ 何もしない、何も言わないは、いじめを助長していることに気付かせ、当事者意識をもたせる。

○ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を全体に示す。

○ はやし立てたり、同調したり、見て見ぬふりをする行為も、いじめであることを理解させる。

○ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

（４）経過観察・継続指導

○ 対応後の両児童への声掛けと見守り、指導、保護者への連絡（プラスの変容も含めて）を継続的に行う。教員間での連絡・連携も継続する。

○ いじめ問題への対応後、いじめに係る行為が３ヶ月止んでいることや、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認する。確認後もケアを行う。